平成２３年（フ）第４７６５号
大阪府茨木市本町６番８号
債務者　藤森　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６９号
大阪府枚方市高野道２丁目20番８―702号
債務者　西村　　清
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７１号
大阪府門真市千石東町39番８―104号
債務者　木村　優子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７８号
大阪市東成区深江北２丁目８番21―807号
債務者　安次嶺忠幸
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１号
長崎県長崎市赤迫１丁目１番12―208号
債務者　松浦　真麻
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地27　県営住宅深堀団地Ａ６棟402号
債務者　今田　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―311号
債務者　佐藤千賀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９３号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目１番25―1004号
債務者　小林　克己
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８９号
札幌市北区新琴似５条６丁目３番１号右
債務者　岡田みちよ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８８号
札幌市東区東苗穂10条３丁目14番５号　北湧ハイツ101
債務者　大塚　隆行
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２３号
札幌市清田区美しが丘２条７丁目７番12号
債務者　長谷川麻由
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５９号
札幌市豊平区豊平１条５丁目２番12―502号
債務者　北川　正夫
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９５号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番６―201号
債務者　滝澤　貴司
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９６号
札幌市東区東苗穂10条３丁目18番６―201号
債務者　滝澤ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０１号
札幌市西区八軒７条東５丁目３番１―202号、申立時の住所札幌市豊平区平岸５条12丁目２―８　ミオ・ソーニョ202号室
債務者　山田　耕三
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７５号
札幌市南区石山１条６丁目12番１号
債務者　渡邊　浩美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２３号
札幌市白石区栄通15丁目13番３―406号
債務者　坂崎　昭三
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５３号
札幌市中央区南９条西15丁目３番25号　シャトー路202号
債務者　米村真由美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部